

## 都島区青少年福祉委員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱に基づき、都島区における青少年福祉委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (業務)

第2条 青少年福祉委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1)青少年指導員活動への支援に関すること
- (2)有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること
- (3)地域における青少年の健全育成に関すること
- (4)青少年問題に関する研修等開催

### (定数)

第3条 青少年福祉委員の定数は、第2条に掲げる業務を効果的に遂行することが可能である人数とする。

### (青少年福祉委員協議会)

第4条 青少年福祉委員は、委嘱業務を行うにあたり、校区等地域ごとに青少年福祉委員協議会を組織し、地域協議会として活動するものとする。

2 青少年福祉委員は、委嘱業務を行うにあたり、必要に応じて区青少年福祉委員協議会を組織し、区協議会として活動するものとする。

### (推薦基準)

### 第5条

青少年福祉委員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1)当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2)青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3)年齢満50歳以上概ね65歳の者

### (細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、都島区長が定める。

### 附則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

### 附則

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。